

○埼玉県警察防火規程

昭和37年4月18日

警察本部訓令第8号

埼玉県警察防火規程を次のように定める。

埼玉県警察防火規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県警察における防火の措置について定め、警察施設の火災を予防し、警戒し及び鎮圧するとともに、火災等の災害による被害を軽減し、もつて警察法（昭和29年法律第162号）に定める警察責務の完遂を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「所属所」とは、警察本部の課、室、所及び隊、警察学校並びに警察署をいう。
- (2) 「所属長」とは、所属所の長をいう。
- (3) 「職員」とは、埼玉県警察に勤務する警察官及び警察官以外の警察職員をいう。
- (4) 「防火対象物」とは、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものをいう。
- (5) 「消火器具」とは、消火器又は水バケツ、水槽及び乾燥砂等をいう。
- (6) 「消防用設備等」とは、消火器具及び水その他消火剤を使用して消火を行う機械器具又は消火活動上必要な施設をいう。

一部改正〔昭和40年第9号、42年第27号、44年第9号、51年第7号〕

(防火の心構え)

第3条 職員は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、公共の安全と秩序の維持にあたることを責務とする警察において自ら火災を発生させることの絶対にならないよう常に心がけ、火災予防に万全の注意をしなければならない。

- 2 職員は、火災が発生したときは、初期のうちにこれを鎮圧し、被害を最少限度にとどめるよう消防用設備等の取り扱いの習熟及び消防計画に基づく訓練に努めなければならない。
- 3 職員は、防火については、この規程及びこの規程に基づく所属所の消防計画に定めるもののほか、消防関係法令並びにその所属所所在地の市町村が定める消防に関する条例等を誠実に遵守しなければならない。

(火気使用期間)

第3条の2 火気使用期間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 昼間 12月1日から翌年3月31日まで（ただし、寒冷地手当支給地域については、11月15日から翌年4月15日まで。）とする。
- (2) 夜間 11月15日から翌年4月15日まで（ただし、寒冷地手当支給地域については、11月1日から翌年4月20日まで。）とする。
- (3) 前2号の規定によりがたい理由があるときは、所属長の判断により使用することができる。

追加〔昭和43年第22号〕

(火気使用上の留意事項等)

第4条 職員は、火気の使用に際しては、その設備、器具及び周囲の状況又は気象状況等安全であることを確認しなければならない。

- 2 職員は、火気の使用に際しては、その設備又は器具で火災予防上不相当と認められるもの又は破損したものを使用してはならない。
- 3 倉庫、車庫及び物置内又は引火性物品の附近においては火気を使用してはならない。
- 4 自然発火のおそれのある物品の取り扱いについては、その容器は不燃質のものを使用し、保管する場合は温度の上昇、水分の吸収、摩擦、他の薬品の混合等に対し十分注意するとともにその附近に引火、又は燃焼しやすい物を置いてはならない。

一部改正〔昭和51年第7号〕

(防火管理者)

第5条 所属長は、所属職員のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、消防計画に基づく消火及び通報、被留置者、保護者等の避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取り扱いに関する監督その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

一部改正〔昭和51年第7号、平成3年第21号〕

(防火責任者)

第6条 所属長は、所属所及びその附属施設並びに2人以上の職員が勤務し、又は居住する交番、独身寮等について、各室又は施設ごとに防火責任者を定めなければならない。

- 2 防火責任者は、防火管理者の業務を補助し、所属する室（所）内の火気の使用及び取り扱いについて責任を負い、退室（所）の際は、ストーブ、火鉢、灰皿及び電気機械、器具その

他について火災予防上安全であることを確認しなければならない。

一部改正〔昭和51年第7号、平成6年第28号〕

(消防計画)

第7条 防火管理者は、所属所の実情に応じ合理的な消防計画をたてなければならない。

2 前項の消防計画を作成するときは、おおむね次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 自衛消防の組織に関する事。
- (2) 防火対象物について火災予防上の自主検査に関する事。
- (3) 消防用設備等の点検及び整備に関する事。
- (4) 被留置者、保護者等の避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理に関する事。
- (5) 防火上必要な教養に関する事。
- (6) 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事。
- (7) 火災その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事。
- (8) 防火管理について消防機関との連絡に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、所属所の防火対象物における防火管理に関し必要な事項。

一部改正〔平成3年第21号〕

(防火査察)

第8条 防火管理者は、火災の予防及び火災による被害の軽減を図るため、火災が発生する危険の発見及び排除又は火災が拡大する危険の発見及び排除等を目的とする防火査察を行わなければならない。

2 前項の防火査察の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 清潔整頓
- (2) 火気の取り扱い
- (3) 火気の始末
- (4) 可燃物の処理
- (5) 危険物の取り扱い
- (6) 電灯、電熱器その他電気機械器具の取り扱い
- (7) 戸締り

- (8) 非常持出物件等の整理及び保管の状況
- (9) 建築物等の構造
- (10) 電気配線の状況

3 防火管理者は、防火査察の結果、防火上危険のあることを発見したときは、直ちに所属長に報告し、その危険を排除するため適宜の処置をしなければならない。

4 第2項の防火査察は、第1号から第8号までの事項については毎日1回以上、第9号及び第10号の事項については、毎年1回以上実施しなければならない。

一部改正〔昭和51年第7号〕

(交番、駐在所等の防火査察)

第9条 交番、駐在所等の勤務者は、前条の規定に準じ、同条第2項第1号から第8号までの事項について自主的に防火査察を行わなければならない。

2 防火管理者は、交番、駐在所等の勤務者に対し、前条第2項第1号から第8号までの事項について、随時、防火査察に関する指導を行わなければならない。

3 防火管理者は、交番、駐在所等について前条第2項第9号及び第10号の事項について毎年1回以上防火査察を行わなければならない。

一部改正〔昭和51年第7号、平成6年第28号〕

(消防用設備等の設置、維持上の留意事項)

第10条 消防用設備等の設置及び維持については、次の各号の定めによるとともに、消火活動上最も合理的な場所に、常に有効に使用できるような状態で置かななければならない。

(1) 消火器具は、通行避難等の妨害にならない箇所で使用に際し容易に持ちだせるところに置くこと。

(2) 消火器具は、床面からの高さが1.5メートル以下の箇所に設けること。

(3) 消火器具は、水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所に設けること。

(4) 消火器具を設置した箇所には、消火にあつては「消火器」と、水バケツにあつては「消火バケツ」と、水槽にあつては「消火水槽」と乾燥砂にあつては「消火砂」と表示した標識を見易い位置に設けること。

(5) 屋内消火栓には、その表面に「消火栓」と表示すること。

(6) 屋外消火栓箱にはその直近の見やすい箇所に「消火栓」と表示した標識を設けること。

(消防用設備等の点検整備)

第11条 消防用設備等は、次の各号に掲げるところにより点検しなければならない。

- (1) 消防用設備等の破損、変形の有無、その他主として外観的事項に関する点検にあつては
2箇月に1回以上
- (2) 消防用設備の作動試験、性能試験その他主として機能的事項に関する点検にあつては1
年に1回以上
- (3) 消防用設備の精密検査にあつては3年に1回以上

(非常持出し物件等)

第12条 所属長は、重要な書類、機械及び器具を整理区分し、特に支障あるものを除き「非常持出し」の表示をして、その持出し区分を明らかにしておかななければならない。

2 火災等発生の際は、前項の物品は安全な場所に搬出し、盗難、紛失等のおそれがないようにしなければならない。

(当直長等の防火責任)

第13条 警察本部の当直長又は当直主任及び警察署の総括管理者は、勤務中防火責任者として所属所内外について第7条第2項第1号から第8号までの事項について防火査察を行い、火災予防に努めるとともに火災その他の災害が発生した場合の応急処置について最善をつくさねばならない。

一部改正〔昭和51年第7号、平成4年第30号〕

(教養訓練)

第14条 所属長は、所属職員に対し、防火管理上必要な教養を随時実施するとともに、次の各号に掲げる訓練を年2回以上実施しなければならない。

- (1) 基本訓練については、おおむね次によるものとする。
 - イ 通報訓練（出火発見者が在庁者、消防機関、所属長等に通報する訓練）
 - ロ 消火訓練（バケツ、消火器、屋内消火栓等で消火する訓練）
 - ハ 避難訓練（被留置者、保護者等の避難訓練）
- (2) 総合訓練（所属所の自衛消防組織全員が参加し、想定火点を示して行う消火訓練及び延焼防止訓練）

一部改正〔昭和51年第7号、平成3年第21号〕

(通報等)

第15条 職員は、所属所又は交番、駐在所若しくはその附近における火災の発生の感知したときは、消防機関及び在庁員に急報し、積極的消火活動又は延焼防止活動に努めるとともに警察本部長及び所属長に報告しなければならない。

2 前項の場合、庁外にある者は速やかに登庁しなければならない。

一部改正〔昭和51年第7号、平成6年第28号〕

附 則

1 埼玉県国家地方警察隊防火措置要綱は、廃止する。

2 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年6月8日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和40年6月1日から施行する。

附 則（昭和42年12月1日警察本部訓令第27号）

この訓令は、昭和42年12月1日から施行する。

附 則（昭和43年10月31日警察本部訓令第22号）

この訓令は、昭和43年11月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月8日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和44年3月8日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日警察本部訓令第7号）

1 この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、他の埼玉県警察本部訓令中「防犯警ら部」とあるうち、防犯少年課、保安課及び生活課に係るものについては「防犯部」、外勤課、通信指令課及び自動車警ら隊に係るものについては「警ら部」と読み替えるものとする。

附 則（平成3年9月27日警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成4年9月5日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成4年9月6日から施行する。

附 則（平成6年10月28日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。